

趣味の体験講座実施要項

- ① 講座開講の基準について
 - 1) 従来の基準を踏襲し、1講座は1回～4回とする
 - 2) 年間の講座回数は原則「10講座」とする
 - 3) 講座参加者8名以上で開講、それ未満の場合原則として開講をしない
なお、参加者が8名未満の場合、開講の可否を事前に決定し、否の場合募集要項にその旨記載する。「参加者が8名未満の場合、当講座は開講しません。」等
 - 4) 連盟・連合体が異なっても、同一ジャンルの講座は協会で調整する

- ② 講座参加基準について
 - 1) 参加者の対象は、城陽市内在住者及び市内勤務者をもって参加資格とする事を原則とする
 - 2) 子ども対象の講座は保護者同伴とする

- ③ 講座参加費について
 - 1) 講座の参加費は無料とする
但し、資料費、材料費は実費負担とする

- ④ 講師謝礼について
 - 1) 講師謝礼は廃止とする。但し、交通費等必要経費として、1講座5,000円を協会より支出する（参加者8名以上の場合のみ）
（8名未満でも連盟・連合体・講師の希望により開講する場合、講師に必要経費は支出しない）

- ⑤ 開講の申請について
開講希望の申請については、申込書により、毎年2月理事会までに申し込みすること ☆申込書は、12月理事会で準備する